

令和4年度 川崎市知的財産戦略推進事業の円滑促進連携業務の委託

募集要領

1. 趣旨・目的

川崎市では知的財産を活用した産業振興の方向性を定めた「川崎市知的財産戦略」に基づき、「多様な主体と連携による知的財産マッチング」、「中小企業の知的財産活用や起業家・ベンチャー企業の知的財産戦略等に関する普及・啓発」など、知的財産を活用したマッチングイベントやセミナーの開催及び個別企業の伴走型支援等を通じ、大手企業・中小・ベンチャー企業、全国の自治体とのネットワークを構築し、市内産業及び地域経済の活性化を図っています。

また、コロナ禍において、対面でのビジネスマッチングが制限される中、令和3年度はオンライン会議ツールを活用した取り組みを開始し、市内中小企業の新たな事業創出、販路開拓の支援を行いました。

本委託事業は、川崎市知的財産戦略推進事業の業務の一部を委託・連携することにより、これまでに構築したネットワークを通じた川崎市内へのマッチングを図り、コロナ禍における中小企業支援の円滑促進のための枠組みを構築するものです。

2. 募集

次の資格を満たす法人または団体の中から、「公募型プロポーザル方式」により決定いたします。決定後は財団と速やかに契約を締結した上で、提案内容について委託期間内に履行および完了いただきます。

(1) 委託名

令和4年度 川崎市知的財産戦略推進事業の円滑促進連携業務

(2) 募集期間

令和4年6月14日(火)から令和4年6月24日(金)17時まで

(3) 参加要件

下記「3. 応募資格」記載の通り

(4) 委託内容

別紙仕様書を参照のこと

(5) 提案限度価格

4,200,000円(消費税及び地方消費税を含む)

(6) 委託期間

契約締結日から令和5年2月28日(火)まで

3. 応募資格

応募書の提出時点で、次の応募条件を満たす法人その他の団体が応募することができます。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により川崎市における一般競争入札の参加を制限されていない者。
- (3) 川崎市から指名停止処分を受けていない者。
- (4) 団体又はその代表者が地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立をしていない者。又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者。
- (6) 団体又はその代表者が以下に該当する者でないこと。
 - (ア) 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合。
 - (イ) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合。
 - (ウ) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合。
 - (エ) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合。
 - (オ) 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合。

4. 応募方法

(1) 提出書類 ※各種様式については、ご連絡いただいた方へ Word ファイルにてお送りいたします※

- (ア) 参加表明書（様式 1）
- (イ) 提案書（任意書式）
- (ウ) 団体の概要（様式 2）及び団体説明資料（パンフレット等）
- (エ) 自治体等との連携による企業支援経験およびイベント開催の実績（様式 3）
- (オ) 本事業の業務推進体制（様式 4）
- (カ) コンプライアンス（法令順守）に関する申告書（様式 5）

過去 2 年間に次のような事由があった場合には、その旨を記載して提出してください。

また、該当事由がない場合については、その旨を記載して提出してください。

①川崎市からの指名停止に該当する事由があった場合

（川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に規定する措置要件への該当の有無で判断）

②法人に次の事由があった場合

労働基準法、不正競争防止法、特定の業種の営業について特別の定めをおく法律（食品衛生法、警備業法等その他の法令違反により、公訴を提起され、又は行政庁による監督処分がなされた。

③法人の役員又はその使用人による次の事由があった場合

業務上の贈賄、横領、窃取、許取、器物損壊その他の施設管理者としての業務の健全かつ適切な運営に重大な支障をきたす行為又はその恐れのある行為があった。

*選定結果に関する通知が到達するまでの間は、本件に係る提出書類の提出後であっても上記①～③の事由が生じた場合は、速やかに報告してください。事由によっては再

審査を行う場合があります。

(キ) 委託事業に関する見積書

(2) 提出部数

正本1部、副本7部（副本は複写可）を提出して下さい。

* 応募書類の返却はいたしません。

* 書類作成にかかる経費は自己負担となります。

(3) 提出期間、提出場所及び提出方法

(ア) 提出期間

令和4年6月14日（火）から令和4年6月24日（金）17時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

(イ) 提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町66番地20 川崎市産業振興会館7F

川崎市産業振興財団 新産業振興課 連携推進係 宛

(ウ) 提出方法

直接持参または郵送（受付期間必着）にて提出してください。なお、提出された書類等は返却いたしません。

5. 募集要領等に関する質問

応募に際し、質問がある場合は、令和4年6月20日（月）17時までに「質問書（様式6）」をFAXまたは電子メールにて送付して下さい。電話、来訪による質問は受け付けません。

6. 審査方法

事業者の選定は、各者提案に対して次の評価項目（カッコ内は審査内容）を踏まえ、応募者の本委託事業の推進能力を多面的に評価することにより行います。また、応募業者が1者のみの場合も、審査を実施いたします。

(1) 遂行基盤

(ア) 実績・経験（自治体との連携による企業支援経験およびイベント開催の実績）

(2) 遂行内容

(ア) ヒアリング・ベンチマーク調査

- ・調査項目の選定能力（経験に基づく事業推進の着眼点など）
- ・調査対象の選定能力（経験に基づくネットワーク提供力、選定基準など）
- ・調査記録、報告書（実績や経験に基づく情報抽出能力、専門性、説明力など）

(イ) 施策提案

- ・提案内容の実効性・有益性と実行力（今後の事業推進に貢献できる関係性継続の可能性やフォロー意欲など）

(3) 実施体制

- ・人員配置、責任体制（専門性やネットワークを有するスタッフが確保されているか）

(4) 提案金額

- ・予算内か、調査に適切か

7. 結果の通知

応募者に対し、選定後速やかに書面にて通知します。

8. スケジュール

質問受付期間	令和4年6月14日(火)～6月20日(月) 17時	様式6
応募受付期間	令和4年6月14日(火)～6月24日(金) 17時	提案書、見積書、会社案内、様式1～5
審査結果の通知	令和4年6月29日(水) (予定)	

9. 留意事項

(1) 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、無効とします。

(2) 応募事項等の承諾

応募者は、応募書等の提出をもって本募集要項及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなします。

(3) 重複提案の禁止

応募者は複数の案を提案することはできません。

(4) 提案内容の変更の禁止

提出された提案内容については変更することができません。

(5) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、下記 E-mail アドレスまでその旨ご連絡ください。

(7) 費用負担

応募に関して必要となる経費は、応募者側の負担とします。

(8) 情報公開

事業者は、当財団が職務の遂行上必要と認める情報について公開を求めた場合、適正な理由もなくこれを拒絶しないものとします。

10. 問合せ先

公益財団法人 川崎市産業振興財団 新産業振興課 連携推進係

TEL : 044-548-4164 FAX : 044-548-4151

E-mail : chizai(at)kawasaki-net.ne.jp ※(at)を@に置き換えてください。

仕 様 書

1 委託名

令和4年度 川崎市知的財産戦略推進事業の円滑促進連携業務の委託

2 目的

川崎市では知的財産を活用した産業振興の方向性を定めた「川崎市知的財産戦略」に基づき、「多様な主体と連携による知的財産マッチング」、「中小企業の知的財産活用や起業家・ベンチャー企業の知的財産戦略等に関する普及・啓発」など、知的財産を活用したマッチングイベントやセミナーの開催及び個別企業の伴走型支援等を通じ、大手企業・中小・ベンチャー企業、全国の自治体とのネットワークを構築し、市内産業及び地域経済の活性化を図っています。

また、コロナ禍において対面でのビジネスマッチングが制限される中、昨年度はこれまでに知的財産マッチングを通じて構築した自治体間ネットワークを活用し、市内中小企業の新たな事業創出、販路開拓等の支援を行いました。

本委託事業は、川崎市知的財産戦略推進事業の業務の一部を委託・連携することにより、これまでに構築したネットワークを通じた川崎市内企業へのマッチングを図り、コロナ禍における中小企業支援の円滑促進のための枠組みを構築するものです。

3 期間

契約締結日から令和5年2月28日

4 履行場所

川崎市内、重点連携地域 他

5 業務内容

- (1) かわさき知的財産シンポジウム (年1回) ※新型コロナウイルス感染状況によってはオンラインに変更※

内容：①知財マッチング成約事例紹介

②開放特許等シーズ紹介

③個別面談サポート (当日面談分のみ)

※シーズ紹介を行う大企業等、個別面談設定は財団担当が対応

- (2) 広域連携オンライン企業交流カンファレンス [広域カンファレンス] (年2回予定)

《本取組の主眼》

知財マッチング支援等において重点的に連携する地域と共に、個別マッチング案件へのフォローアップを行いながら、川崎市内企業へのマッチングを図ると共に、国の「地方創生推進交付金事業」の目的である各連携地域の産業支援人材 (キーパーソンとなるコーディネ

ネット人材)を発掘育成する。

内容：重点連携地域とのオンラインを利用した広域的な企業・支援機関交流

「医療・福祉機器」「環境・エネルギー」等の重点産業創出分野を毎回設定し、各地域から1社ずつ企業プレゼンテーションを行い、事後でマッチング案件へのフォローを実施（リアル+オンライン併用）

・重点地域：福島地域、静岡地域、宮崎地域、沖縄地域（4地域）

上記のほか、他の自治体等からの依頼に応じて1～2地域を追加予定

(3) 進捗情報の共有及び報告書の作成

事業運営上の課題、進捗状況等の情報共有を定期的に行うとともに、個別マッチング、フォロー状況については報告書を作成し提出すること。

6 成果物

受託者は以下の成果物を委託者に提出しなければならない。

①事業実施報告書（2部）及び電子媒体一式

7 支払方法

支払は、契約期間終了後、履行を検査・確認した上で、受託者の発行する適法な請求書に基づき、一括して支払う。

8 報告

当財団は、必要があると認めるときは、受託者の業務の執行状況について報告を求め、又は調査することができるものとする。

9 秘密の厳守

受託者は、事業の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、本事業において活動するコーディネータ等も同様とする。

10 その他

- (1) 本事業の実施に際し、当財団と十分な連絡・調整を行うこと。
- (2) 契約後、本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合、また、記載されていない事項については、担当者との協議の上、指示に従うこと。
- (3) 本事業の実施において得た情報は、本事業以外の目的に使用しないこと。
- (4) 事業実施（打合せ含む。）にあたり使用する川崎市の施設は、原則無償とする。
- (5) 業務に関する内容は、川崎市に許可なく外部に発表しないこと。
- (6) 受託者の責任に起因する問題が発生した場合は、受託者は自己の責任において、これを修

復するものとする。

(7) この仕様書の内容は、受託者と協議の上、変更することができるものとする。